

石川県公報

平成 29 年 9 月 12 日
第 13037 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○歳入の徴収事務の委託 (文化振興課)	1	○家畜体内受精卵移植に関する講習会の実施 (生産流通課)	6
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の失効 (農業安全課)	6
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	○免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の決定 (水産課)	6
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 (同)	2	選挙管理委員会	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 (同)	2	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	7
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	2	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	7
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	2	○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	8
○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	3	○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課)	9
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	3	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	9
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	3	○土地区画整理組合の理事就任公告 (都市計画課)	10
○随意契約の相手方等 (同)	5	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	10
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	5	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	10
		○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	11
		○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	11

告 示

石川県告示第442号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県・金沢市文化施設共通鑑賞パスポート(石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。)に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	公益財団法人石川近代文学館	平成29年10月1日から同年11月5日まで

石川県告示第443号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定した。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人平成会 向クリニック	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成29年7月1日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成29年8月1日

石川県告示第444号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人平成会 向クリニック	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成29年7月1日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成29年8月1日

石川県告示第445号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
向クリニック	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成29年6月30日

石川県告示第446号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
向クリニック	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成29年6月30日

石川県告示第447号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
田中 寿人	田中接骨院	白山市石同新町21番地	平成29年9月1日

石川県告示第448号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
田中 寿人	田中接骨院	白山市石同新町21番地	平成29年9月1日

石川県告示第449号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
田中 新次(田中接骨院)	白山市石同新町21番地	平成29年8月31日

石川県告示第450号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
田中 新次(田中接骨院)	白山市石同新町21番地	平成29年8月31日

石川県告示第451号

W T O (世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
超電導磁気共鳴診断装置(3.0T)一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成29年7月14日
- 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町2丁目46番地
- 落札金額
476,690,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年6月13日
-

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
全身用X線コンピュータ断層撮影装置 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月14日
- 4 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町2丁目46番地
- 5 落札金額
137,484,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年6月13日
-

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
血管造影X線撮影装置 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月14日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社半田
金沢市駅西本町2丁目11番29号
- 5 落札金額
144,979,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年6月13日
-

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
ハイブリッド手術システム 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月14日
- 4 落札者の名称及び所在地
丸文通商株式会社金沢支店
金沢市松島一丁目40番地
- 5 落札金額

316,440,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年6月13日

石川県告示第452号

W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札を実施したところ落札者がなく、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
- (1) 新石川県立中央病院（パブリックエリア）備品その1（待合ソファ外25件）購入
 - (2) 新石川県立中央病院（パブリックエリア）備品その2（医師用チェア外234件）購入
 - (3) 新石川県立中央病院（パブリックエリア）備品その3（ローカウンター用チェア外52件）購入
 - (4) 新石川県立中央病院（パブリックエリア）備品その4（丸テーブル外212件）購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年7月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
- (1) 1(1) 株式会社島田商会
金沢市広岡2丁目1番14号
 - (2) 1(2) 株式会社山岸製作所
金沢市小金町3番31号
 - (3) 1(3) 株式会社にしき堂
小松市問屋町35番地
 - (4) 1(4) 株式会社にしき堂
小松市問屋町35番地
- 5 随意契約に係る契約金額
- (1) 1(1) 15,962,400円
 - (2) 1(2) 61,884,000円
 - (3) 1(3) 18,554,508円
 - (4) 1(4) 29,540,052円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年6月16日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当するため

石川県告示第453号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1-(5-フルオロペンチル)-N-フェニル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (2) 2-(2-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類
- (3) 3-エチル-2-(3-フルオロフェニル)モルフォリン及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成29年9月8日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第454号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 期 日 平成29年10月30日(月)から同年12月1日(金)まで

2 場 所 石川県農林総合研究センター畜産試験場
羽咋郡宝達志水町坪山ナ部93番2

3 家畜の種類 牛

4 講習人員 5名程度(県内在住者を優先する。)

5 受講願の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 平成29年10月5日(木)まで
(郵送の場合は、同日までの消印があるものに限る。)

- (2) 提出場所 石川県農林水産部生産流通課畜産振興グループ
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

6 その他

受講願等の請求その他詳細については、石川県農林水産部生産流通課畜産振興グループへ問い合わせること。

石川県告示第455号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録が効力を失った。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 登録の効力を失った地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社アグリほりかわ

堀川 陽一

能美市石子町ハ58番地

2 登録の効力を失った日

平成29年8月24日

石川県告示第456号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、同項に規定する免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

公示番号	内 区 第 1 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第2種区画漁業	うなぎ養殖業	1月1日から12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市地先		
3 漁場の区域 大津潟の区域			
免許予定日	平成30年1月1日		
申請期間	平成29年9月15日から同年10月13日まで		
地元地区	七尾市大津町		
存続期間	免許の日から平成34年12月31日まで		

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成29年8月25日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 石川県海外青年交流協議会
- 3 代表者の氏名
清水 修造
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市平和町1丁目3番1号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、県内青少年の海外派遣と海外からの青少年団体の受入、国際交流、国際協力に関する事業を行い、地域の若きボランティアリーダーを育成することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 金沢大河端複合施設
金沢市大河端西二丁目31ほか16筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 大規模小売店舗を設置する者

- 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社つちや 代表取締役 土屋 將行
長野県長野市南長池188-1
株式会社アミーゴ 代表取締役 中村 友秀
東京都千代田区神田多町2-1
ほか3者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年4月25日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,126.9平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 135台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 86台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 90平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 43.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 3箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後5時まで
- 7 届出年月日
平成29年9月4日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
平成29年9月12日から平成30年1月12日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成30年1月12日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理

機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河村 英一	加賀市加茂町52の150番地	加賀市永井町60の12番ほか4筆
東出 秀昭	加賀市中代町178番地5	加賀市中代町14番1ほか9筆
荒井 雅治	金沢市下安原町西328番地	金沢市打木町西248番ほか3筆
川村 秀行	河北郡津幡町字川尻カ239番地	河北郡津幡町字川尻に442番ほか2筆
木村 道明	河北郡津幡町字川尻ヨ65番地	河北郡津幡町字川尻ほ205番ほか1筆
農事組合法人 うわだな	かほく市上田名ホ124番地	かほく市上田名丑63番ほか5筆
岡部 郁良	かほく市上田名ホ103番地	かほく市上田名巳114番ほか2筆
有限会社 ツボエ農産	七尾市伊久留町久部4番地1	七尾市伊久留町久31番
田中 幸一	羽咋市酒井町未4番地	羽咋市酒井町東37番
有限会社 グリーン・ハート	羽咋市酒井町う53番地	羽咋市酒井町西21番
猪俣 大	羽咋市酒井町未34番地	羽咋市酒井町東65番
横浜 茂紀	羽咋市酒井町つ1番地	羽咋市酒井町東46番
平内 正明	羽咋市酒井町う52番地	羽咋市酒井町東18番
合同会社 菜夢来	羽咋郡志賀町米町タ28番地1	羽咋郡志賀町米町リ1番ほか12筆
藤井 外茂次	羽咋郡志賀町酒見寺家27番地	羽咋郡志賀町酒見う18番1ほか1筆
農事組合法人 きずな	珠洲市野々江町ナ146番地4	珠洲市野々江町の部6番ほか10筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成29年9月12日から同月26日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地区（工区）名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業（面的集積型）	酒井・本江地区（本江工区）	平成29年8月29日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

倉山米穀株式会社
倉山 昌久
白山市安田町57番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳に記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
上 田 佑	白山市村井町1994-1	玄米

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

平成29年9月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

白山市曾谷町土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
北 本 徹 雄	白山市曾谷町イ64番地	平成29年9月10日
北 村 實	白山市曾谷町イ34番地	〃
中 川 一 夫	白山市曾谷町イ15番地	〃
西 田 正 信	白山市曾谷町イ2番地	〃
藤 田 昭 夫	白山市曾谷町イ62番地	〃
岡 本 位 明	白山市曾谷町イ57番地	〃
小 川 進	白山市笠間新一丁目112番地7	〃

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年9月12日

石川県選挙管理委員会

19,191人

石川県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年9月12日

石川県選挙管理委員会

219,941人

石川県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年9月12日

石川県選挙管理委員会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,789人
七 尾 市 選 挙 区	15,505人
小 松 市 選 挙 区	29,711人
輪 島 市 選 挙 区	8,181人
珠 洲 市 選 挙 区	4,482人
加 賀 市 選 挙 区	19,348人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,311人
か ほ く 市 選 挙 区	9,684人
白 山 市 選 挙 区	30,955人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,936人
野 々 市 市 選 挙 区	13,933人
河 北 郡 選 挙 区	17,719人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,167人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,152人
鳳 珠 郡 選 挙 区	7,974人

石川県選挙管理委員会告示第58号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年9月12日

石川県選挙管理委員会

219,941人

